

「宮崎県産乾しいたけ料理の店」認定要領

平成 28 年 9 月 7 日
環境森林部山村・木材振興課

1 目的

乾しいたけを取り扱う県内外の飲食店、弁当店及びホテル（以下「飲食店等」という。）を「宮崎県産乾しいたけ料理の店」として認定し、宮崎県産乾しいたけに親しんでもらうことで、消費拡大を図る。

2 事業概要

(1) 認定の対象

飲食店等のうち、(2) に示す認定基準を満たすものを対象とする。

(2) 認定基準

- ① 宮崎県産乾しいたけを使用している料理を 1 品以上、常時提供していること。
- ② 宮崎県産乾しいたけの消費拡大に意欲的に取り組む意思があること。
- ③ 県庁ホームページ等に飲食店等の情報を掲載することを了承すること。

(3) 認定の期間

認定の期間は、認定された日から 1 年を経過する月の末日までとする。ただし、期間内に辞退の申出等がないときは、更に 1 年間認定を継続するものとし、以後同様とする。

(4) 認定の手続

- ① 認定を希望する飲食店等は、山村・木材振興課に宮崎県産乾しいたけ料理の店認定申請書（別紙 1）、乾しいたけ料理について（別紙 2）を提出する。
- ② 申請を受けた山村・木材振興課は、認定基準に係る内容の審査を行い、認定が適当と判断した場合は、認定を行い別紙 3 により通知するものとする。
- ③ 山村・木材振興課は、県庁ホームページ等各種広報媒体を活用し、認定店の情報を掲載する。
- ④ 認定店は、認定内容に変更等があった場合、山村・木材振興課に乾しいたけ料理の店変更・辞退届（別紙 4）を提出する。

(5) 認定後の支援策

県は、予算の範囲内で、宮崎県産乾しいたけ料理の店認定証及びPR資材（以下「認定証等」という。）を交付する。

(6) 認定店の役割

- ① 店舗に認定証等を掲示し、「宮崎県産乾しいたけ料理の店」であることを示す。
- ② 県が行う乾しいたけの消費拡大に関するPRに協力する。

(7) 認定の取消し

- ① 山村・木材振興課は認定店が認定基準を満たしていないと判断した場合又は認定店の役割を果たしていないと判断した場合には、認定を取り消すことができるものとする。
- ② 認定を取り消された飲食店等は、認定証等を山村・木材振興課に返還しなければならない。

3 その他

この要領に定めるもののほか、宮崎県産乾しいたけ料理の店認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月24日から施行する。

乾しいたけ料理について

〈料理名〉

〈内容〉

※ 料理の写真を添付してください。

※宮崎県産乾しいたけを使用していることが分かるような書類(伝票等)を添付すること。

別紙3

〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇
年 月 日

(申請者) 様

宮崎県山村・木材振興課長

「宮崎県産乾しいたけ料理の店」の認定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった内容については、下記のとおり認定します。

つきましては、別途認定証等を交付しますので、店舗への掲示等をお願いします。

また、宮崎県が行う乾しいたけの消費拡大に関するPRについて、積極的にご協力くださるようお願いします。

なお、今後、申請した内容に変更があった場合又は辞退される場合は、お知らせください。

記

飲食店等の名称
所在地
認定年月日

別紙 4

「宮崎県産乾しいたけ料理の店」変更・辞退届

宮崎県山村・木材振興課長 殿

年 月 日

住 所
代 表 者 名

下記のとおり（ 変更 ・ 辞退 ）を届出します。

記

内容の変更

項 目	変更前	変更後

認定の辞退

辞退する理由をご記入ください。

担当者氏名：

電話番号：

電子メール：